

【NSW 州】コロナ関連規制の緩和(濃厚接触者の自己隔離義務の解除等)

【ポイント】

- NSW 州政府は、新型コロナウイルス関連の各種規制を緩和すると発表しました。
- 4月22日(金)午後6時以降、濃厚接触者の自己隔離義務が解除されます。ただし、NSW 州保健省のガイドラインを遵守することが条件となります(外出時の屋内施設内でのマスク着用、迅速抗原検査(RAT)の毎日の受検等)。
- 4月30日(土)以降、ワクチン未接種の海外からの帰還者に対する強制隔離義務が撤廃され、ワクチン接種完了者と同様の規則が適用されます(入州後24時間以内の迅速抗原検査の実施義務等)。また、公共交通機関における乗客数の制限が撤廃されます(ただし、乗客のマスク着用義務、及び空港・フェリーターミナルの屋内施設内でのマスク着用義務は継続)。

【本文】

1 NSW 州政府は、新型コロナウイルス関連の各種規制を緩和すると発表しました。NSW 州政府は、本措置を自己隔離義務の規則により州内の各業種で労働力不足が生じている現状への対策と位置づけており、引き続き州民の安全に細心の注意を払いながら、社会活動の平常化を進めていくとの方針を示しています。

2 4月22日(金)午後6時以降、以下の規制緩和が適用されます。

(1)新型コロナウイルスの濃厚接触者(close contacts)を対象に、自己隔離義務が解除されます。ただし、自己隔離義務が解除されるためには、NSW 州保健省が規定する以下のガイドラインを、同居人がコロナ陽性となった検査日から起算して7日間にわたり遵守することが条件とされています。

ア 高齢者施設、病院、障害者施設及び矯正施設の訪問は、特別な許可を得ない限り禁止されます。

イ 外出時は、すべての屋内施設内でマスクを着用してください。

ウ 外出先で他者と濃厚接触する可能性がある場合に備え、もし合理的に実行可能であれば(where practicable)迅速抗原検査(RAT)を外出行前に毎日受検してください。

エ 高齢者や免疫不全の人との接触をできるだけ避けてください。

オ もし合理的に実行可能であれば、在宅勤務を行ってください(Work from home where practical)。

カ 雇用主や学校関係者に対し、濃厚接触であること、及び上記の州保健省が定める規則を遵守し自己隔離を行わないことを通知してください。

(2)NSW 州政府は「濃厚接触者(close contacts)」の定義について、「家庭内での接触者或いは NSW 州保健省により濃厚接触者と見なされた個人 (a household

contact or an individual deemed by NSW Health to be a close contact) 」と説明しています。

(3)新型コロナウイルス検査の結果、陽性と判定された人に対しては、引き続き7日間の自己隔離義務が適用されます。

(4)NSW 州政府は、高齢者施設及び障害者施設での業務従事者を除き、一部業種に対するワクチン接種義務を、近い将来に解除する予定としています。この方針に伴い、一部業種の従事者に与えられていた自己隔離免除の規定が撤廃される見込みです。しかしながら、濃厚接触者は、雇用主が職場内に定めるコロナ安全対策規則を遵守する必要があります。

3 4月30日(土)以降、以下の規制緩和が適用されます。

(1)ワクチン未接種の海外からの帰還者に対する強制隔離義務が撤廃されます。代わりに、NSW 州保健省がワクチン接種を完了した海外からの帰還者に定めている規則(入州後24時間以内の迅速抗原検査の実施義務等)がワクチン未接種者に対しても同様に適用されます。

(2)公共交通機関における乗客数の制限が撤廃されます。ただし、乗客のマスク着用義務、及び空港・フェリーターミナルの屋内施設内でのマスク着用義務は継続されます。

4 規制内容は状況に応じて常に変更されます。規制の詳細や最新の情報は NSW 州ウェブサイトでご確認ください。不明な点がある場合には、NSW 州保健省に電話(18 00 943553)でご確認ください。

ONSW 州政府ウェブサイト(コロナ関連各種規制の緩和(4月22日(金)及び4月30日(土)から))

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/nsw-covid-update-april-2022>

(新型コロナウイルスに関する各種規制)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/stay-safe/rules>

(新型コロナウイルス情報)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>